

八王子市繊維産業振興事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、繊維産業関連団体（以下「団体」という。）に対して補助を行うことにより、八王子の繊維産業の振興を図ることを目的とする。
- 2 団体に対する補助金の交付手続等については、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年5月16日規則第19号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象期間)

- 第2条 この補助金は、当該年度内に実施完了する事業であるものとする。

(補助対象事業及び補助率)

- 第3条 補助の対象は、団体が繊維産業の振興を図るために実施する事業（以下「補助事業」という。）とする。
- 2 補助率は、前項の補助事業に要する経費の1/2以内とし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第4条 補助を受けようとする団体は、補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書及び収支予算書を添えて、補助事業開始前までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第5条 市長は、前条の申請書を受理し、その内容を審査し適当と認めた場合には、補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助金の交付の決定を通知するものとする。

(交付の条件)

- 第6条 市長は、前条の規定による交付の決定に際し、補助金に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

(交付及び請求等)

- 第7条 第5条により交付の決定をした補助金は、請求により、分割又は一括して交付するものとする。

(事業計画の変更)

- 第8条 補助金の交付の決定を受けた団体が補助事業の各事業に要する経費の額で、20%を超える事業計画の変更をしようとするとき（事業の中止、または廃止を含む。）は、補助事業（変更・中止・廃止）申請書（第3号様式）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

(事業計画の変更の承認)

第9条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認められた場合には補助事業(変更・中止・廃止)承認通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた団体が事業を完了したとき(補助事業の中止の承認を受けたときを含む。)は1月以内に補助事業実績報告書(第5号様式)に事業報告書及び決算書その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、報告期限を1月間に限って延期することができる。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容等を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額を確定し、団体に対し補助金確定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(交付決定の取消)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 前各号のほか、この要綱又は他の法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。